

添付法令資料 3 :

シャリーア証券リスト及び外国シャリーア証券リストの発行に関する
2025年4月10日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 8 (目次)
同月25日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	シャリーア証券リスト
第1節	シャリーア証券リストの内容及びシャリーア株式の基準 (第2条及び第3条)
第2節	シャリーア証券リスト作成のための情報源 (第4条ないし第7条)
第3節	シャリーア証券リストの決定及び使用 (第8条ないし第11条)
第3章	外国シャリーア証券リスト
第1節	外国シャリーア証券リストの目的、発行、内容及び作成 (第12条ないし第18条)
第2節	外国シャリーア証券リストを発行する当事者 (第19条ないし第25条)
第3節	PPDES (シャリーア証券リストの発行者当事者) の公告及び報告 (第26条ないし第29条)
第4章	PPDES の承認の返還 (第30条)
第5章	雑則 (第31条及び第32条)
第6章	経過規定 (第33条)
第7章	終則 (第34条ないし第37条)